

令和 7 年 6 月 6 日

堺市自治連合協議会
校 区 代 表 者 様

堺市選挙管理委員会
委員長 大毛 十一郎

第 27 回参議院議員通常選挙に係る公営個人演説会の開催に伴
う学校施設等の使用について（お願い）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、公職選挙法 第 161 条第 1 項では、公職の候補者は、学校、公民館、地方公共団体が管理する公会堂及び市の選挙管理委員会が指定する施設を使用して、個人演説会を開催することができる旨規定しております。

令和 7 年 7 月 20 日に執行予定の第 27 回参議院議員通常選挙におきましても、選挙運動期間中の内、公示日の 2 日後から投票日前日までの間、学校等の公営施設を使用して公職の候補者が個人演説会を開催することが可能となっております。

公職の候補者は、個人演説会を学校等で開催する場合、各区の選挙管理委員会に申出を行うこととなっており、申出があった学校は、学校の授業、研究等の本来の行事に支障がない限り、使用の許可を行うこととなっております（公職選挙法施行令第 116 条・第 117 条）。

学校施設につきましては、学校本来の行事に使用する以外に、学校施設開放等により種々の活動をされる地域の諸団体等に使用許可されることも多く、また相当以前から日程の調整をされているものと思われます。

一方、公職選挙法では、選挙運動に関して種々の制限が加えられているところですが、その中で公営施設における個人演説会等の開催は、公職の候補者等にとって有効な選挙運動のひとつとなっております。

こうしたことから、法令の趣旨をご理解の上、何卒、学校施設の個人演説会の開催についてご配慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。

問合せ先 堺市選挙管理委員会事務局 （担当 花岡・山口）
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
TEL（072）228-7875（直通）
FAX（072）228-7883